

令和 7 年 4 月 2 5 日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1 0 — 1 1（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1 0 — 1 1（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）の運用について（平成 1 0 年 1 1 月 1 3 日職福— 4 4 3）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 1 0 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第 6 条関係 1 「人事院の定める者」は、次のいずれにも該当する者とす	第 6 条関係 1 「人事院の定める者」は、次のいずれにも該当する者とす

る。

一 (略)

二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子（人事院規則 15—14 第 4 条の 3 第 1 項第 2 号イにおいて子に含まれるものとされる者を含む。第 10 条関係第 3 項、第 14 条関係第 6 項及び第 7 項、別紙第 1 並びに別紙第 2において同じ。）を養育することが困難な状態にある者でないこと。

三 (略)

2～4 (略)

第 14 条関係

1 この条の第 1 項又は第 2 項の規定により、職員に対して第 4 項又は第 9 項に規定する事項を知らせるための措置を講ずること及び第 3 項又は第 8 項に規定する制度又は措置に係る職員の意向を確認するための措置を講ずることは、職員による出生時両立支援制度等又は育児期両立支援制度等の請求、申告又は申

る。

一 (略)

二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子（人事院規則 15—14 第 4 条の 3 第 1 項第 2 号イにおいて子に含まれるものとされる者を含む。第 10 条関係第 3 項、別紙第 1 及び別紙第 2において同じ。）を養育することが困難な状態にある者でないこと。

三 (略)

2～4 (略)

(新設)

出（以下「請求等」という。）
が円滑に行われるようにすること
を目的とするものであること
から、各省各庁の長は、これら
を行うに当たっては、職員によ
る出生時両立支援制度等又は育
児期両立支援制度等の請求等を
控えさせることとならないよう
に配慮しなければならない。

2 この条の第1項又は第2項の
規定により、職員に対してこれ
らの項の各号に掲げる措置を講
じる場合には、次のいずれかの
方法（(3)に掲げる方法にあつて
は、当該職員が希望する場合に
限る。）によって行わなければ
ならない。

(1) 面談による方法

(2) 書面を交付する方法

(3) 電子メールその他のその受
信をする者を特定して情報を
伝達するために用いられる電
気通信（電気通信事業法（昭
和59年法律第86号）第2
条第1号に規定する電気通信
をいい、以下「電子メール

等」という。)の送信の方法
(当該職員が当該電子メール
等の記録を出力することによ
り書面を作成することができ
るものに限る。)

3 この条の第1項第1号の「人
事院が定める制度又は措置」
は、次に掲げる制度又は措置と
する。

(1) 育児休業法第12条第1項
に規定する育児短時間勤務

(2) 育児休業法第26条第1項
に規定する育児時間

(3) 勤務時間法第6条第3項の
規定により人事院規則15—
14第4条の3第1項第2号
イの子を養育する職員として
申告をした職員について勤務
時間を割り振らない日を設
け、又は勤務時間を割り振る
こと。

(4) 規則第3条の規定により早
出遅出勤務をさせること。

(5) 規則第6条の規定により深
夜勤務をさせないこと。

(6) 規則第9条又は第10条の

規定により超過勤務をさせないこと。

(7) 人事院規則 1 5—1 4 第 2

2 条第 1 項第 8 号又は人事院規則 1 5—1 5 第 4 条第 2 項第 1 号の規定による保育のため必要と認められる授乳等を行う場合の休暇

(8) 人事院規則 1 5—1 4 第 2

2 条第 1 項第 9 号又は人事院規則 1 5—1 5 第 4 条第 1 項第 1 2 号の規定による妻の出産に伴う休暇

(9) 人事院規則 1 5—1 4 第 2

2 条第 1 項第 1 0 号又は人事院規則 1 5—1 5 第 4 条第 1 項第 1 3 号の規定による子の養育のための休暇

(10) 人事院規則 1 5—1 4 第 2

2 条第 1 項第 1 1 号又は人事院規則 1 5—1 5 第 4 条第 2 項第 2 号の規定による子の看護等のための休暇

(11) 「職員の勤務時間、休日及

び休暇の運用について（平成 6 年 7 月 2 7 日職職— 3 2

8)」(以下「勤務時間等関係運用通知」という。)第6の第3項(2)イの規定により子を養育する職員の休憩時間を延長すること(「人事院規則15—15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)の運用について(平成6年7月27日職一329)(以下「規則15—15運用通知」という。))第2条関係第2項の規定によりこれに準じて取り扱う場合を含む。))。

(12) 勤務時間等関係運用通知第6の第3項(3)アの規定により子を養育する職員の休憩時間を短縮すること(規則15—15運用通知第2条関係第2項の規定によりこれに準じて取り扱う場合を含む。))。

(13) 人事院規則15—15第2条第2項の規定により勤務時間を定めること(規則15—15運用通知第2条関係第5項及び第6項の規定により(3)に規定する勤務時間を割り振

らない日の設定又は勤務時間
の割振りの例に準じて取り扱
う場合に限る。）。

(14) (1)から(13)までに掲げるもの
のほか、職員の仕事と育児と
の両立に資する措置（国家公
務員法第98条第1項に規定
する命令により住居その他こ
れに準ずるものにおける勤務
をさせる措置及び職員の小学
校就学の始期に達するまでの
子に係る保育施設の設置運営
その他これに準ずる便宜の供
与を含む。）として当該職員
が在職する府省において講じ
られている措置であって、当
該職員が利用することができ
るもの

4 この条の第1項第1号の「人
事院が定める事項」は、次に掲
げる事項とする。

(1) 前項(1)から(14)までに掲げる
制度又は措置

(2) (1)の請求先、申告先又は申
出先

(3) 国家公務員共済組合法（昭

和 3 3 年法律第 1 2 8 号) 第
6 8 条の 5 第 1 項に規定する
育児時短勤務手当金その他こ
れに相当する給付に関する必
要な事項

5 この条の第 1 項第 3 号の「規
則 1 9 — 0 第 3 2 条第 1 項の規
定による申出に係る子の心身の
状況又は育児に関する申出職員
の家庭の状況に起因して当該子
の出生の日以後に発生し、又は
発生することが予想される職業
生活と家庭生活との両立の支障
となる事情の改善に資する事
項」又はこの条の第 2 項第 3 号
の「対象職員の 3 歳に満たない
子の心身の状況又は育児に関す
る対象職員の家庭の状況に起因
して発生し、又は発生すること
が予想される職業生活と家庭生
活の両立の支障となる事情の改
善に資する事項」には、例えば
次に掲げる事項が含まれる。

- (1) 始業又は終業の時刻
- (2) 勤務の場所
- (3) 業務量の調整

6 この条の第2項の対象職員が
複数の3歳に満たない子を養育
している場合において、そのう
ち1人の子に係る次項に規定す
る期間内にこの条の第2項の規
定による措置を講じた時点がそ
の他の子に係る次項に規定する
期間の始期の到来前であるとき
は、当該その他の子に係る当該
期間内にこの条の第2項の規定
による措置を講じなければなら
ない。

7 この条の第2項の「人事院が
定める期間」は、対象職員の子
が1歳11か月に達する日の翌
々日から2歳11か月に達する
日の翌日までの1年間とする。

8 この条の第2項第1号の「人
事院が定める制度又は措置」
は、第3項(1)から(6)まで及び(9)
から(14)までに掲げる制度又は措
置とする。

9 この条の第2項第1号の「人
事院が定める事項」は、次に掲
げる事項とする。

(1) 前項に規定する制度又は措

置

(2) (1)の請求先、申告先又は申
出先

第 1 5 条関係

1 この条の第 1 項の規定により、職員に対して第 3 項に規定する事項を知らせるとともに職員の意向を確認するための措置を講ずることは、職員による介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、各省各庁の長は、これを行うに当たっては、職員による介護両立支援制度等の請求等を控えさせることとならないように配慮しなければならない。

2 この条の第 1 項の「人事院が定める制度又は措置」は、次に掲げる制度又は措置とする。

(1)～(7) (略)

(8) 勤務時間等関係運用通知第 6 の第 3 項(2)イの規定により要介護者を介護する職員の休

第 1 4 条関係

1 この条の第 1 項の規定により、職員に対して第 3 項に規定する事項を知らせるとともに職員の意向を確認するための措置を講ずることは、職員による介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下この項において「請求等」という。）が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、各省各庁の長は、これを行うに当たっては、職員による介護両立支援制度等の請求等を控えさせることとならないように配慮しなければならない。

2 この条の第 1 項の「人事院が定める制度又は措置」は、次に掲げる制度又は措置とする。

(1)～(7) (略)

(8) 「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成 6 年 7 月 2 7 日職職— 3 2

憩時間を延長すること（規則
15—15運用通知第2条関
係第2項の規定によりこれに
準じて取り扱う場合を含
む。）。

(9)・(10) (略)

3 この条の第1項の「人事院が
定める事項」は、次に掲げる事
項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 国家公務員共済組合法第6
8条の4第1項に規定する介
護休業手当金その他これに相
当する給付に関する必要な事
項

4 この条の第1項又は第2項の
規定により、職員に対して前項

8)」（以下「勤務時間等関
係運用通知」という。）第6
の第3項(2)イの規定により要
介護者を介護する職員の休憩
時間を延長すること（「人事
院規則15—15（非常勤職
員の勤務時間及び休暇）の運
用について（平成6年7月2
7日職職一329）」（以下
「規則15—15運用通知」
という。）第2条関係第2項
の規定によりこれに準じて取
り扱う場合を含む。）。

(9)・(10) (略)

3 この条の第1項の「人事院が
定める事項」は、次に掲げる事
項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 国家公務員共済組合法（昭
和33年法律第128号）第
68条の4第1項に規定する
介護休業手当金その他これに
相当する給付に関する必要な
事項

4 この条の第1項又は第2項の
規定により、職員に対して前項

に規定する事項を知らせる場合には、次のいずれかの方法（この条の第1項の規定による場合における(3)に掲げる方法にあっては、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メール等の送信の方法
（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

5・6 （略）

第16条関係

（略）

第17条関係

に規定する事項を知らせる場合には、次のいずれかの方法（この条の第1項の規定による場合における(3)に掲げる方法にあっては、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいい、以下この(3)及び次項(3)において「電子メール等」という。）の送信の方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

5・6 （略）

第15条関係

（略）

第16条関係

1 ・ 2 (略)	1 ・ 2 (略)
----------------	----------------

以 上

令和 7 年 4 月 2 5 日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正につ
いて（通知）

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成 6 年 7 月 2 7 日職職—
3 2 8）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 1 0 月 1 日以降は、こ
れによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改
正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第 1 3 病気休暇関係 1・2 （略） 3 前項の「病気休暇の日以外の 勤務しない日」には、年次休暇 又は特別休暇を使用した日、 <u>育 児休業法第 2 6 条第 1 項に規定 する育児時間の承認を受けて勤</u>	第 1 3 病気休暇関係 1・2 （略） 3 前項の「病気休暇の日以外の 勤務しない日」には、年次休暇 又は特別休暇を使用した日 <u>等</u> が 含まれ、また、1 日の勤務時間 の一部を勤務しない日が含まれ

<u>務しない日等</u>が含まれ、また、 1 日の勤務時間の一部を勤務しない日が含まれるものとする。 4 ～ 6 （略） 7 規則第 2 1 条第 5 項の「病気休暇の日以外の勤務しない日」には、年次休暇又は特別休暇を使用した日、<u>育児休業法第 2 6 条第 1 項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない日等</u>が含まれ、また、1 日の勤務時間の一部を勤務しない日（当該勤務時間の一部に<u>第 2 1 条第 2 項</u>に規定する育児時間等がある日であって、当該勤務時間のうち、当該育児時間等以外の勤務時間のすべてを勤務した日を除く。）が含まれるものとする。 8 （略）	るものとする。 4 ～ 6 （略） 7 規則第 2 1 条第 5 項の「病気休暇の日以外の勤務しない日」には、年次休暇又は特別休暇を使用した日<u>等</u>が含まれ、また、1 日の勤務時間の一部を勤務しない日（当該勤務時間の一部に<u>同条第 2 項</u>に規定する育児時間等がある日であって、当該勤務時間のうち、当該育児時間等以外の勤務時間のすべてを勤務した日を除く。）が含まれるものとする。 8 （略）
---	---

以 上

令和 7 年 4 月 2 5 日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1 5 — 1 5（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用
について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1 5 — 1 5（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について
（平成 6 年 7 月 2 7 日職職— 3 2 9）」の一部を下記のとおり改正したので、令
和 7 年 1 0 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第 3 条関係 1 （略） 2 前項の「継続勤務」とは原則として同一官署において、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務を、「全勤務日」とは非常勤	第 3 条関係 1 （略） 2 前項の「継続勤務」とは原則として同一官署において、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務を、「全勤務日」とは非常勤

職員の勤務を要する日の全てをそれぞれいうものとし、「出勤した」日数の算定に当たっては、休暇、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条の規定による休職、同法第82条の規定による停職、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第3条第1項の規定による育児休業及び育児休業法第26条第1項の規定による育児時間の期間は、これを出勤したものとみなして取り扱うものとする。

3～7 （略）

第4条関係

1 年次休暇以外の休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。

(1)～(16) （略）

(17) この条の第2項第4号の申出及び指定期間の指定の手続については、人事院規則15—14第23条第2項から第6項までの規定の例によるも

職員の勤務を要する日の全てをそれぞれいうものとし、「出勤した」日数の算定に当たっては、休暇、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条の規定による休職又は同法第82条の規定による停職及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第3条第1項の規定による育児休業の期間は、これを出勤したものとみなして取り扱うものとする。

3～7 （略）

第4条関係

1 年次休暇以外の休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。

(1)～(16) （略）

(17) この条の第2項第4号の申出及び指定期間の指定の手続については、人事院規則15—14第23条第2項から第6項までの規定の例によるも

のとし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ4時間（当該休暇と要介護者を異にするこの条の第2項第5号の休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

- (18) この条の第2項第5号の休暇の単位は、30分とし、育児休業法第26条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の当該休暇は、1日につき2時間（この条の第2項第5号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を

のとし、同号の休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該休暇と要介護者を異にするこの条の第2項第5号の休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

- (18) この条の第2項第5号の休暇の単位は、30分とし、当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（同号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）の範囲内（育児休業法第26条第1項の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該育児時

減じた時間 <u>を超えない範囲内</u> <u>の時間</u> とする。 2 ～ 4 (略)	間の承認を受けて勤務しない 時間を減じた時間 <u>の範囲内)</u> とする。 2 ～ 4 (略)
--	--

以 上

令和 7 年 4 月 2 5 日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

各独立行政法人の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「育児休業等の運用について」の一部改正について（通知）

「育児休業等の運用について（平成 4 年 1 月 1 7 日職福一 2 0）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 1 0 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第 1 総則関係 1 ～ 3 （略） 4 育児休業法第 6 条第 1 項（育児休業法第 1 4 条又は第 2 6 条第 6 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の「出産」とは、妊娠満 1 2 週以	第 1 総則関係 1 ～ 3 （略） 4 育児休業法第 6 条第 1 項（育児休業法第 1 4 条又は第 2 6 条第 3 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の「出産」とは、妊娠満 1 2 週以

後の分べん（死産を含む。）をいう。

5～8 （略）

9 規則第10条第2項（規則第22条又は第31条の2において準用する場合を含む。）の養育状況変更届には、次に掲げる事項を記載するものとする。なお、その参考例を示せば、別紙第1のとおりである。

(1) （略）

(2) 規則第10条第1項各号（規則第22条又は第31条の2において準用する場合を含む。）に掲げる場合及びその発生日

10～12 （略）

第8 育児短時間勤務の承認関係

1 育児休業法第12条第1項ただし書の「当該子について、既に育児短時間勤務をした」とは、当該子について育児休業法第12条の規定により育児短時間勤務をしたことをいい、育児

後の分べん（死産を含む。）をいう。

5～8 （略）

9 規則第10条第2項（規則第22条（規則第31条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の養育状況変更届には、次に掲げる事項を記載するものとする。なお、その参考例を示せば、別紙第1のとおりである。

(1) （略）

(2) 規則第10条第1項各号（規則第22条（規則第31条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に掲げる場合及びその発生日

10～12 （略）

第8 育児短時間勤務の承認関係

1 育児休業法第12条第1項ただし書の「当該子について、既に育児短時間勤務をした」とは、当該子について育児休業法第12条の規定により育児短時間勤務をしたことをいい、育児

休業法第 27 条の規定により準用される場合及び他の法律により育児短時間勤務をした場合は含まない。また、職員が複数の子を養育している場合において、そのうちの 1 人について育児短時間勤務の承認を受けて、当該育児短時間勤務の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても既に育児短時間勤務をしたものとして取り扱うものとする。

2～7 (略)

第 13 育児時間関係

1 (略)

2 育児休業法第 26 条第 2 項第 2 号の「1 年」とは、規則第 29 条の 3 に定める 1 年の期間をいう。

3 育児休業法第 26 条第 5 項に規定する給与の減額方法については、給実甲第 28 号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）第 15 条関係第 2 項及

休業法第 27 条の規定により準用される場合及び他の法律により育児短時間勤務をした場合は含まない。また、職員が双子等複数の小学校就学の始期に達するまでの子を養育している場合において、そのうちの 1 人について育児短時間勤務の承認を受けて、当該育児短時間勤務の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても既に育児短時間勤務をしたものとして取り扱うものとする。

2～7 (略)

第 13 育児時間関係

1 (略)

2 育児休業法第 26 条第 1 項の「3 歳」に達するまでとは、満 3 歳の誕生日の前日までをいう。

3 育児休業法第 26 条第 2 項に規定する給与の減額方法については、給実甲第 28 号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）第 15 条関係第 2 項及

び第3項の規定の例による。

4・5 (略)

6 規則第28条第2号の「人事院が定める非常勤職員」は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

7 各省各庁の長は、育児休業法第26条第1項の規定による請求があつた場合には、速やかに承認するかどうかを決定し、当該職員に対して当該決定を通知するものとする。

8 各省各庁の長は、第1号育児時間を承認する場合には、規則第29条の3に定める1年の期間のうち育児時間が必要な期間についてあらかじめ包括的に請求させて承認するものとする。

9 規則第30条第1項の育児時

び第3項の規定の例による。

4・5 (略)

6 規則第28条第2号の「人事院が定める非常勤職員」は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であつて、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

7 各省各庁の長は、規則第30条第1項の規定による請求があつた場合には、速やかに承認するかどうかを決定し、当該職員に対して当該決定を通知するものとする。

8 各省各庁の長は、育児時間を承認する場合には、育児時間が必要な期間についてあらかじめ包括的に請求させて承認するものとする。

9 規則第30条第1項の育児時

間簿については、次に定めるところによる。

- (1) 育児時間簿は、各省各庁の長が規則第29条の3に定める1年の期間ごとに職員別に作成し、次に定める記載事項の欄を設けるものとする。

ア 育児時間の承認の請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日

イ 第2項申出月日及び第2項申出の内容

ウ 第3項変更月日、第3項変更の内容及び第3項変更が必要な事情

エ 第1号育児時間の承認の請求に係る次に定める事項

(ア) 期間

(イ) 請求月日

(ウ) 請求者の確認

オ 第2号育児時間の承認の請求に係る次に定める事項

(ア) その1年に承認の請求をすることができる第

間承認請求書には、次に掲げる事項を記載するものとする。なお、その参考例を示せば、別紙第5のとおりである。

- (1) 職員の所属、官職及び氏名

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 号育児時間の時間数

(イ) 期間

(ウ) 残時間数

(エ) 請求月日

(オ) 請求者の確認

(2) 育児時間簿の記入要領につ
いては、次のとおりとする。

ア (1)に定める記載事項の欄
のうち、オ(ア)の記載事項
の欄については勤務時間管
理員（人事院規則 9 — 5
（給与簿）第 3 条に規定す
る勤務時間管理員をいう。
以下この項において同
じ。）が、それ以外の記載
事項の欄については職員
が、記入し、又は確認（育
児時間簿において確認した
旨を示すことをいう。以下
この項において同じ。）す
るものとする。

イ (1)ウの「第 3 項変更が必
要な事情」の欄には、職員
が第 3 項変更をしなければ
ならなくなった状況が明ら

(2) 育児時間の承認の請求に係
る子の氏名、職員との続柄等
及び生年月日

(新設)

(新設)

かになるように、具体的に
記入する。

ウ 各省各庁の長は、(1)ウの
「第3項変更が必要な事
情」の欄に職員が記入した
事情を踏まえ、規則第29
条の5第1項に定める特別
の事情の有無について育児
時間簿に記入し、確認する
ものとする。

(新設)

エ 各省各庁の長は、育児時
間の承認の可否の決定につ
いて育児時間簿に記入し、
確認するものとする。

(新設)

オ 各省各庁の長は、承認の
請求をされた育児時間の期
間の一部について承認しな
かった場合には、育児時間
簿にその旨及び当該承認し
なかった日又は時間を記入
する。

(新設)

カ 勤務時間管理員は、人事
院規則9—5第3条に規定
する出勤簿に育児時間であ
る旨転記したことを確認す
るものとする。

(新設)

(3) <u>育児時間簿を作成する際の参考例を示せば、別紙第5のとおりである。</u> 10 <u>職員が各省各庁の長を異にして異動した場合は、異動前の各省各庁の長は、必要に応じ、当該職員の育児時間簿又はその写しを異動後の各省各庁の長に送付するものとする。</u>	(3) <u>育児時間の承認の請求をしようとする期間及び時間</u> 10 <u>各省各庁の長は、育児時間承認請求書に前項(2)に掲げる事項を証明する書類を添付することを求めるものとする。</u>
--	--

別紙第5を次のように改める。

育 児 時 間 簿

申出対象期間	年度
--------	----

所属	氏名

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容(変更後の内容も共通)
	月 日		①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき人事院規則で定める時間(10日相当)を超えない範囲内

3 変更(第1回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	(各省各庁の長の確認)	決裁
	月 日					

3 変更(第2回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	(各省各庁の長の確認)	決裁
	月 日					

4 備 考	
-------	--

(注)

- 1 申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類としては例えば以下が挙げられる。
医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等（写しでも可）
- 2 第1号育児時間の承認の請求の場合は第2面、第2号育児時間の承認の請求の場合は第4面を用いること。
- 3 第1号育児時間の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。

第1号育児時間の承認の請求の場合

(第2面)

年度

整理 番号	※ 育児時間の承認の請求をする期間			※ 請求月日	※ 請求者の 確認	承認 の可否	決裁		勤務時間管 理員の確認	備 考
	月 日	毎日／ 曜日等	時 間				各省各庁の 長の確認			
1	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
2	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
3	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
4	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
5	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
6	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
7	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
8	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
9	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						
10	月 日 から 月 日 まで		時 分 から 時 分 まで	月 日						

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

第1号育児時間の承認の取消しの場合

(第3面)

年度

整理 番号	※ 育児時間の承認の取消しの期間		※ 請求者 の確認	決裁		勤務時間管 理員の確認	備 考
	月 日	時 間		各省各庁の 長の確認			
1	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
2	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
3	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
4	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
5	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
6	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
7	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
8	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
9	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
10	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
11	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
12	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
13	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
14	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
15	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
16	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					
17	月 日 から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで					

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

第2号育児時間の承認の請求の場合

(第4面)

年度

第2号育児時間の時間数 時間 分

整理 番号	※ 育児時間の承認の請求をする期間				※	※	※	※	承認 の可否	決裁		勤務時間管理員 の確認	備 考
	月 日		時 間		請求 時間数	残時間数	請求月日	請求者 の確認		各省各庁の 長の確認			
1	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
2	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
3	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
4	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
5	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
6	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
7	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
8	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
9	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
10	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
11	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
12	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
13	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
14	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
15	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
16	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
17	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
18	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
19	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
20	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
21	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
22	月	日	から	月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

以 上

令和7年4月25日

各府省人事担当課長 殿

人事院事務総局

職員福祉局職員福祉課長

非常勤職員期間業務職員の介護時間及び育児時間の取扱いについて
(通知)

常勤を要しない職員（以下「非常勤職員」という。）~~人事院規則15—15—~~
~~（非常勤職員の勤務時間及び休暇）（以下「規則15—15」という。）~~第2条
第2項の規定により各省各庁の長が勤務時間を定めた期間業務職員（以下「規則
第2項期間業務職員」という。）の人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時
間及び休暇）（以下「規則15—15」という。）第4条第2項第5号の休暇
（以下「介護時間」という。）及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成
3年法律第109号）第26条第1項に規定する育児時間については、令和7年
10~~4~~月1日以降、下記のとおり取り扱ってください。

記

1 非常勤職員の人事院規則19—0（職員の育児休業等）（以下「規則19—
0」という。）第29条の4第2号に関する取扱いについて

規則19—0第29条の4第2号の「勤務日1日当たりの勤務時間数」につ
いては、「非常勤職員の年次休暇の取扱いについて（令和6年12月2日職職
—299）」（以下「課長通知」という。）の第3の例により得た時間として
取り扱うこと。

2~~4~~ 人事院規則15—15第2条第2項の規定により各省各庁の長が勤務時間
を定めた期間業務職員（以下「規則第2項期間業務職員」という。）規則第2
項期間業務職員の規則15—15第4条第2項第5号及び~~人事院規則19—0—~~
~~（職員の育児休業等）（以下「規則19—0」という。）~~第29条第3項に関

する取扱いについて

規則 15—15 第 4 条第 2 項第 5 号及び規則 19—0 第 29 条第 3 項において「1 日につき定められた勤務時間」とあるのは、規則第 2 項期間業務職員については、~~「非常勤職員の年次休暇の取扱いについて（令和 6 年 12 月 2 日職職—299）」（以下「課長通知」という。）課長通知~~の第 3 の「任用予定期間」を「規則 15—15 第 2 条第 2 項に規定する人事院の定める期間」とした場合における課長通知の第 3 の例により得た時間として取り扱うこと。

3-2 規則第 2 項期間業務職員の「人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（平成 6 年 7 月 27 日職職—329）」（以下「規則 15—15 運用通知」という。）第 4 条関係第 1 項(1)エ及び「育児休業等の運用について（平成 4 年 1 月 17 日職福—20）」（以下「育児休業等運用通知」という。）第 13 育児時間関係第 6 項に関する取扱いについて

規則第 2 項期間業務職員に対する~~「人事院規則 15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（平成 6 年 7 月 27 日職職—329）」規則 15—15 運用通知~~第 4 条関係第 1 項(1)エの適用については、初めて介護時間の承認を請求する時点における規則 15—15 第 2 条第 1 項の規定により各省各庁の長が定めた勤務時間により、育児休業等運用通知「育児休業等の運用について（平成 4 年 1 月 17 日職福—20）」第 13 育児時間関係第 6 項の適用については、規則 15—15 第 2 条第 1 項の規定により各省各庁の長が定めた勤務時間により取り扱うこと。ただし、~~これらの適用において規則 15—15 運用通知第 4 条関係第 1 項(1)エの~~「1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日があるもの」についてはとあるのは、課長通知の第 3 の例により得た時間が 6 時間 15 分以上である規則第 2 項期間業務職員として取り扱うこと。この場合において、課長通知の第 3 中「任用予定期間」とあるのは、「規則 15—15 第 2 条第 2 項に規定する人事院の定める期間」とする。

以 上

職 職 — 1 3 9

令和7年4月25日

各府省人事担当課長 殿

人事院事務総局

職員福祉局職員福祉課長

非常勤職員の介護時間及び育児時間の取扱いについて（通知）

常勤を要しない職員（以下「非常勤職員」という。）の人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）（以下「規則15—15」という。）第4条第2項第5号の休暇（以下「介護時間」という。）及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第26条第1項に規定する育児時間については、令和7年10月1日以降、下記のとおり取り扱ってください。

記

- 1 非常勤職員の人事院規則19—0（職員の育児休業等）（以下「規則19—0」という。）第29条の4第2号に関する取扱いについて
規則19—0第29条の4第2号の「勤務日1日当たりの勤務時間数」については、「非常勤職員の年次休暇の取扱いについて（令和6年12月2日職職—299）」（以下「課長通知」という。）の第3の例により得た時間として取り扱うこと。
- 2 人事院規則15—15第2条第2項の規定により各省各庁の長が勤務時間を定めた期間業務職員（以下「規則第2項期間業務職員」という。）の規則15—15第4条第2項第5号及び規則19—0第29条第3項に関する取扱いについて
規則15—15第4条第2項第5号及び規則19—0第29条第3項において「1日につき定められた勤務時間」とあるのは、規則第2項期間業務職員については、課長通知の第3の「任用予定期間」を「規則15—15第2条第2項に規定する人事院の定める期間」とした場合における課長通知の第3の例に

より得た時間として取り扱うこと。

- 3 規則第2項期間業務職員の「人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（平成6年7月27日職職—329）」（以下「規則15—15運用通知」という。）第4条関係第1項(1)エ及び「育児休業等の運用について（平成4年1月17日職福—20）」（以下「育児休業等運用通知」という。）第13育児時間関係第6項に関する取扱いについて

規則第2項期間業務職員に対する規則15—15運用通知第4条関係第1項(1)エの適用については、初めて介護時間の承認を請求する時点における規則15—15第2条第1項の規定により各省各庁の長が定めた勤務時間により、育児休業等運用通知第13育児時間関係第6項の適用については、規則15—15第2条第1項の規定により各省各庁の長が定めた勤務時間により取り扱うこと。ただし、規則15—15運用通知第4条関係第1項(1)エの「1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの」については、課長通知の第3の例により得た時間が6時間15分以上である規則第2項期間業務職員として取り扱うこと。この場合において、課長通知の第3中「任用予定期間」とあるのは、「規則15—15第2条第2項に規定する人事院の定める期間」とする。

以 上